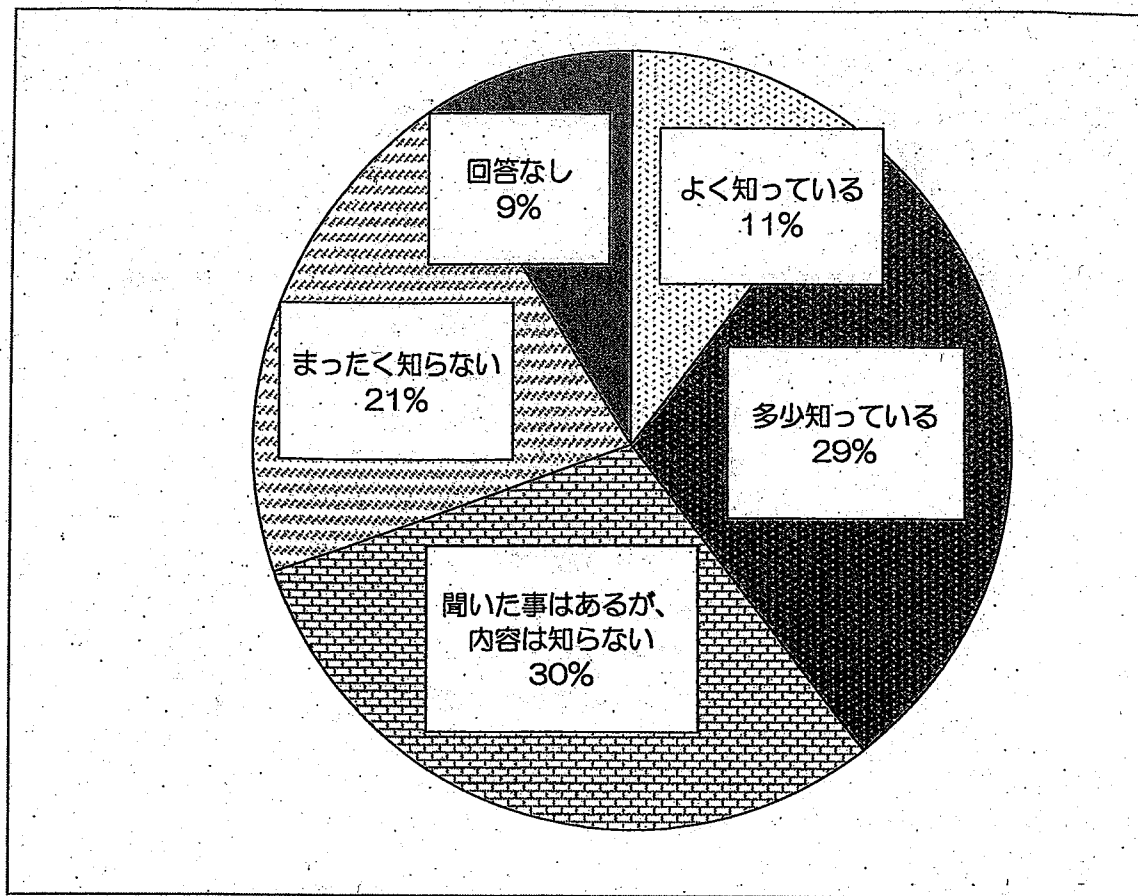
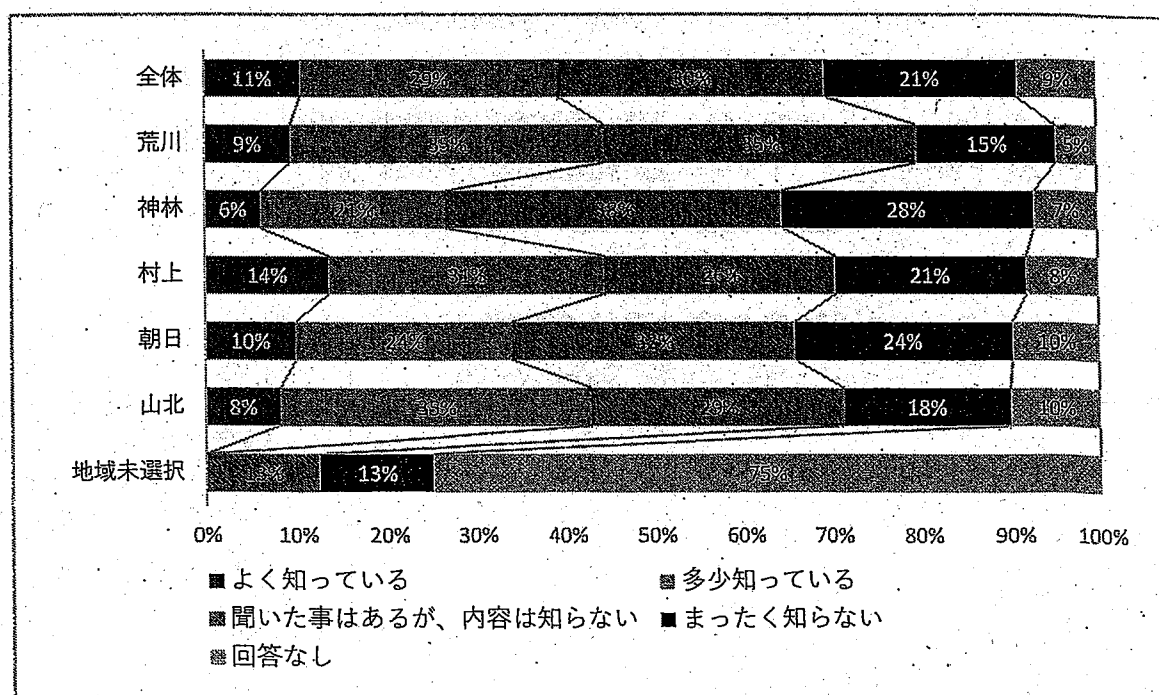


問26 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方のために、『成年後見制度』がある事を知っていますか。（〇は1つ）



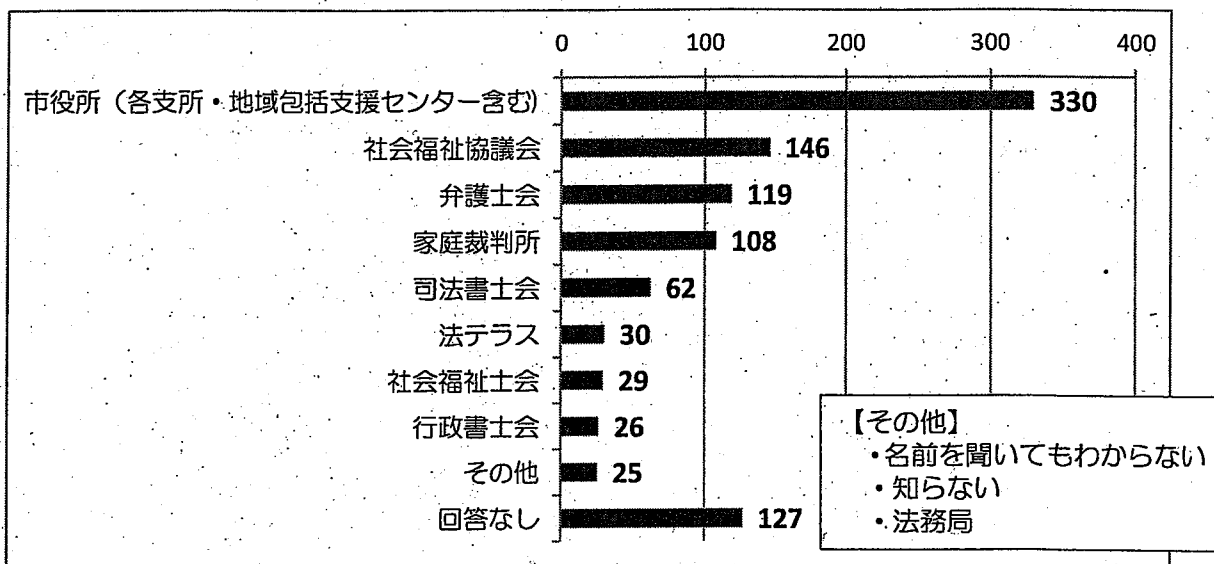
【今回調査結果】

「よく知っている」・「多少知っている」の割合が40%。「聞いた事はあるが、内容は知らない」・「まったく知らない」の割合が51%となり、制度の認知度が広がっていないことが伺える。



荒川地区は他地区よりも知っている・聞いたことがあるという方の割合が多く、8割ちかくの方が「成年後見制度」について知っていたり、聞いたことがあることがわかりました。

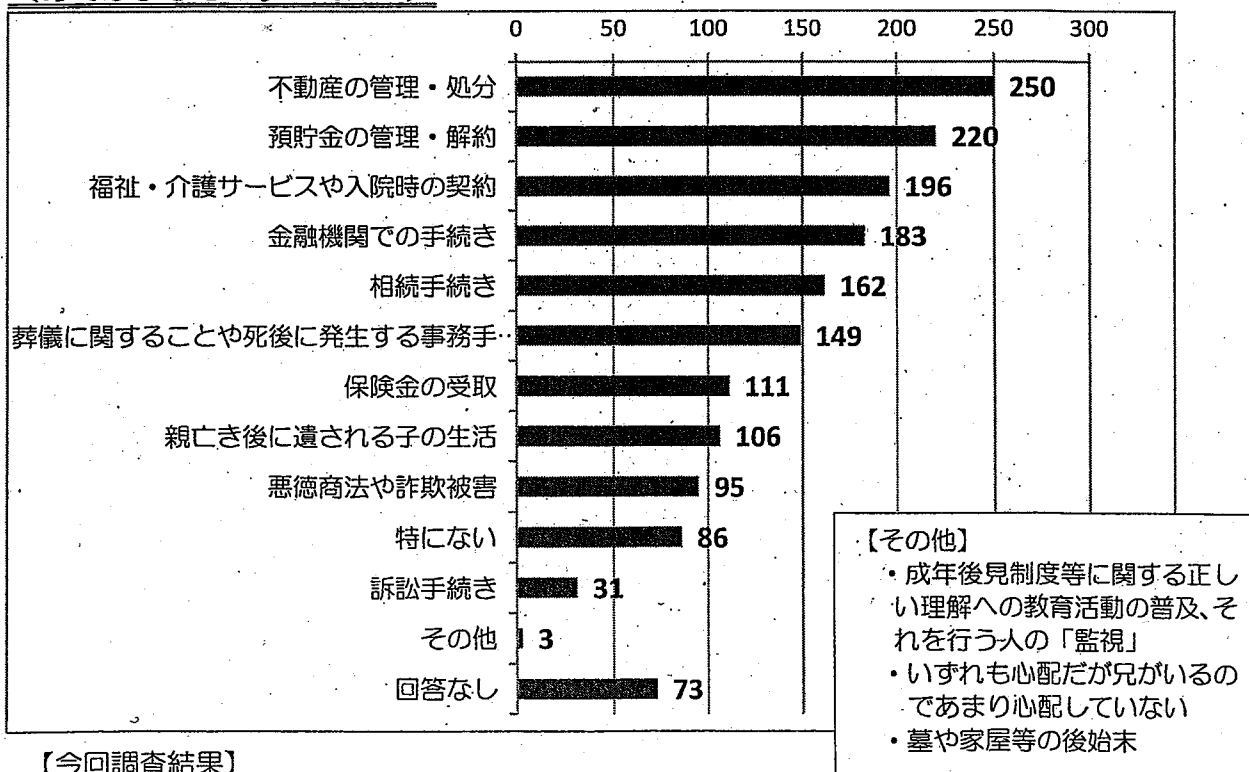
問 27 『成年後見制度』について下記の窓口などで相談に応じています。
 この中に、相談に応じてくれる機関として知っているものはどれですか。
 (あてはまるものすべてに○)



【今回調査結果】

「市役所」行政機関が最も良く知られており、「社会福祉協議会」・「弁護士会」・「家庭裁判所」が続く。

問 28 あなた自身や身近な方について、判断能力が不十分な状態になったとき困るであろうこと、または実際に困ったことが以下の中にありますか。
 (あてはまるものすべてに○)



【今回調査結果】

「不動産の管理・処分」が最も良く知られており、「預貯金の管理」・「福祉・介護サービスや入院時の契約」が続く。